



## 宍粟市不妊治療ペア検査助成事業のお知らせ

宍粟市では、不妊症についての検査を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない検査費の一部を助成しています。

**対象者**：下記の条件を全て満たす方が対象になります。

- いずれか一方が宍粟市に住所を有する法律上の婚姻又は事実婚をしている夫婦であること。
- 検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- 夫婦そろって検査を受診していること。ただし、やむを得ず夫婦別で受診した場合で、妻と夫の初回受診の間隔が※3か月以内の場合は、夫婦そろって受診したものとみなします。  
※令和5年4月1日以前に終了した検査分は1か月以内
- 他の地方公共団体から当該特定不妊治療に対する同種の助成金などを受けていないこと

### 助成金額

- 助成の対象となる費用は、不妊症にかかる保険適用外の検査費とします。  
対象の検査は、不妊症の早期発見、早期治療を図るために行われたスクリーニング検査で、治療に移行するまでのものが対象です。
- 助成金額は、助成の対象となる費用の10分の7の額とします。ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額とします。

### 助成回数

- 夫婦1組につき1回限りとします。

**申請手続き**：以下の書類を申請窓口へご提出ください。

- ① 宍粟市不妊治療ペア検査助成事業申請書兼振込依頼書（様式第1号）
  - ② 宍粟市不妊治療ペア検査助成事業受診証明書（様式第2号）
  - ③ 不妊の検査を実施した医療機関が発行した領収書  
※受診証明書に記載の領収年月日と金額が一致するもの
  - ④ 夫婦のいずれか一方が市内に住所を有することを証明する書類
  - ⑤ 夫婦（事実婚を含む）であることが確認できる書類
- ④・⑤の書類は、宍粟市でその内容が確認できる方で、市がその情報の確認を実施することに同意いただける場合は、提出を省略することができます。

### 申請窓口・お問い合わせ先

〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15  
宍粟市健康福祉部保健福祉課（宍粟市役所北庁舎3階） TEL：0790-62-1000